

板橋区ひとり親家庭休養ホーム事業実施要綱

(昭和62年2月25日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、ひとり親家庭のレクリエーションにふさわしい日帰り施設(以下「施設」という。)を、対象者に低額な料金で利用できるようにし、もってひとり親家庭の福祉の向上と健康増進に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 施設を利用することができる者は、板橋区(以下「区」という。)に住所を有し、かつ、配偶者のいない者及びその者が扶養している18歳以下の児童(以下これらの者を「ひとり親家庭」という。)とする。

ただし、利用できる期間は、ひとり親家庭の児童が18歳に達する日の属する年度の末日までとする。

(対象施設の基準)

第3条 対象施設の基準は、次に掲げるところによる。

- (1) ひとり親家庭の親子が利用できる健全なレクリエーション施設であること。
- (2) 非常災害に対して必要な設備が設けられ、対応が適切であること。

(対象施設の利用に関する取決め)

第4条 区は、前条に定める基準に適合していると認められる施設で、この事業の実施に必要な施設の設置者と利用に関する契約又は協定を締結するものとする。

- 2 区は、前条に定める基準に適合していると認められる施設の、電子チケットを取り扱う事業者(以下「事業者」という。)と利用に関する契約を締結するものとする。

(施設の利用)

第5条 施設の利用承認は、原則として対象者1人につき毎年4月1日からその翌年の3月31日までの間において1回を限度とし、予算の範囲内で行うものとする。

(利用券の交付手続)

第6条 対象者が施設を利用しようとするときは、区長に対し、対象者であることを証する書類(戸籍謄本、児童扶養手当証書、ひとり親家庭医療証等。以下「証明書類」という。)を提示し、「板橋区ひとり親家庭休養ホーム事業利用券交付申込書」(別記第1号様式)により申込みを行うこととする。

2 区長は、前項の申込みがあったときは、対象者であることを証明書類で確認し利用券を交付する。

(利用券の発行状況管理)

第7条 区長は、前条第2項により利用券を交付したときは、「ひとり親家庭休養ホーム事業利用券交付申込書」(別記第1号様式)を適切に保管し、利用券の発行状況を把握しておくものとする。

(利用券の効力)

第8条 利用券の有効期間は原則として、利用券に表示した年度の初日から末日までとする。

2 利用券は、その使用目的以外には使用できないものとし、不正な方法により使用したときは、これを無効とする。

(利用券の施設への提出)

第9条 第4条第1項による施設を利用する場合において、利用券の交付を受けた対象者(以下「利用者」という。)は、当該施設のチケット販売窓口を利用券を提出し、利用券の記載事項等の確認を受け、チケットと引換えのうえ施設を利用するものとする。

2 第4条第2項による施設を利用する場合において、利用者は事業者の用意するWEBサイトを通じて電子チケットと引換えのうえ施設を利用するものとする。

(施設利用上の注意義務)

第10条 利用者が施設を利用するに当たっては、他の者に迷惑をかけることのないよう留意しなければならない。

(経費の支払)

第11条 区は、当該施設の設置者又は事業者の請求により、利用者1人1回につき 2,000円を限度として区長が定めた助成金を支払うものとする。

(請求方法等)

第12条 当該施設の設置者は、契約書又は協定書に規定する日までに前月分の助成金相当額について、請求書(別記第2号様式)により区に請求するものとする。この場合において、当該施設の設置者は、利用者からの提出を受けた利用券を請求書に添付するものとする。

2 事業者は、契約書に規定する日までに前月分の月額使用料及び利用券使用料について、請求書(別記第3号様式)により区に請求するものとする。

3 区は、前項による請求があったときは、速やかにこれを審査し、その経費を支払うものとする。

(利用者の負担)

第13条 当該施設の利用料金又は事業者が取り扱う電子チケット料金が第11条に定める助成金を超えた場合、その施設利用料金と助成金の差額は、利用者が当該施設の設置者又は事業者を支払うものとする。

(施設の調査)

第14条 区は、施設利用者の安全と適切な利用を確保するため、必要に応じ施設の設備及び利用状況、事業者のシステムを調査し、所要の改善協議を行うものとする。

付 則

- 1 この要綱は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 板橋区母子休養ホーム事業実施要綱(昭和56年3月20日区長決定)は廃止する。

付 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 板橋区単親家庭休養ホーム事業実施要綱(昭和58年3月1日区長決定)は廃止する。

付 則

この要綱は、昭和63年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成元年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成3年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成4年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年5月25日から施行する。

ひとり親家庭休養ホーム利用券交付申込書

年 月 日

(宛先) 板橋区長

住所 〒
板橋区

氏名
(世帯主)

電話

私は、ひとり親家庭休養ホーム利用券の交付について、以下のとおり申込みいたします。

※太枠内にご記入ください。

※施設番号は以下《対象施設》より選択し該当の番号をご記入ください。

利用者名	続柄	生年月日	施設番号	利用予定日	No.
(フリガナ)		西暦 年 月 日(歳)			
(フリガナ)		西暦 年 月 日(歳)			
(フリガナ)		西暦 年 月 日(歳)			
(フリガナ)		西暦 年 月 日(歳)			
(フリガナ)		西暦 年 月 日(歳)			
(フリガナ)		西暦 年 月 日(歳)			

《対象施設》

※電子チケットかつ同一施設の申込みの場合、原則申込みご本人様の端末でまとめて購入となります。

紙チケット	
電子チケット	

確認資料 戸籍謄本(発行から1カ月以内) 児童扶養手当証書 ひとり親家庭医療証(マル親)
 児童育成手当証書 その他()

【 受付者 : 確認者 : 】

(宛先) 板 橋 区 長

請 求 書

金 額	百	十	万	千	百	十	円
-----	---	---	---	---	---	---	---

ただし、板橋区ひとり親家庭休養ホーム事業施設使用料等として

(年 月分)

(内 訳)

(消費税込)

単価	円	×	人員	人	=	円
単価	円	×	人員	人	=	円
単価	円	×	人員	人	=	円
単価	円	×	人員	人	=	円
単価	円	×	人員	人	=	円
単価	円	×	人員	人	=	円

上記の金額を請求します。

住所

事業者名

代表者名

(口座登録コード)

(宛先) 板 橋 区 長

請 求 書

金 額	百	十	万	千	百	十	円
-----	---	---	---	---	---	---	---

ただし、板橋区ひとり親家庭休養ホーム事業月額使用料及び利用券使用料として（ 年 月分）

(内 訳)

(消費税込)

月額使用料							円
利用券使用料	単価	円	×	人員	人	=	円
	単価	円	×	人員	人	=	円
	単価	円	×	人員	人	=	円
	単価	円	×	人員	人	=	円
	単価	円	×	人員	人	=	円
	単価	円	×	人員	人	=	円

上記の金額を請求します。

住所

事業者名

代表者名

(口座登録コード)